

船舶事故調査報告書

令和2年11月4日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	定置網損傷
発生日時	令和2年1月2日 12時58分ごろ
発生場所	京都府舞鶴市博奕岬 ^{ぼくち} 北方沖 博奕岬灯台から真方位020° 1,500m付近 (概位 北緯35°33.6′ 東経135°20.8′)
事故の概要	プレジャーボート ^{たいへい} 泰平丸は、航行中、定置網に乗り入れ、同網のロープを切断した。
事故調査の経過	令和2年2月3日、主管調査官（神戸事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	プレジャーボート 泰平丸、2.8トン
船舶番号、船舶所有者等	251-21503 京都、個人所有
乗組員等に関する情報	船長、一級小型・特殊・特定
負傷者	なし
損傷	本船 なし 定置網 ロープが切断
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 西、風力 3、視界 良好 海象：波高 約1.5m
事故の経過	本船は、船長が1人で乗り組み、同乗者1人を乗せ、船長が、約14ノットの対地速力で定置網のボンデンに接近して南南西進中、定置網に乗り入れ、機関が停止した。 船長は、風浪により圧流され、定置網に乗り入れたのではないかと本事故後に思った。
分析	本船は、風浪がある中、船長が、定置網に接近して航行したことから、定置網に乗り入れ、同網のロープが損傷したものと推定される。
原因	本事故は、風浪がある中、船長が、定置網に接近して航行したため、定置網に乗り入れたことにより発生したものと推定される。
再発防止策	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 ・ 養殖施設の設置区域付近を航行する場合は、風浪による圧流を考慮し、適切な距離を保って航行すること。